

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案 概要

背景・趣旨

○これまで5回※義援金差押禁止法は立法されてきたが、国会閉会中の対応や対象となる災害の範囲について懸念が指摘されており、令和元年の立法時には「義援金差押禁止の在り方」について検討条項が設けられたところ

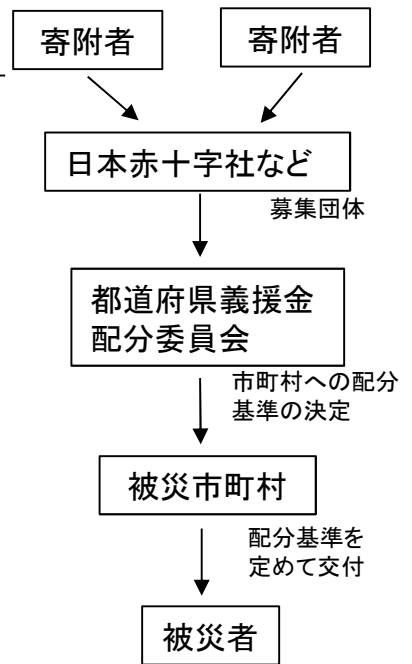
※ ①東日本大震災関連義援金差押禁止法(H23)、②平成28年熊本地震災害関連義援金差押禁止法、③平成30年特定災害関連義援金差押禁止法(大阪北部地震、平成30年7月豪雨)、④令和元年特定災害関連義援金差押禁止法(令和元年8月豪雨、台風19号等)、⑤令和2年7月豪雨災害関連義援金差押禁止法

○義援金は、被災者に対する経済的な支援として、被災者生活再建支援金や災害弔慰金等の公的な制度とともに、大きな役割を果たしている

○義援金は、寄附者が被災者を支援するために拠出したものであり、被災者自らが使用することが期待される

○それにもかかわらず、義援金を差押え等の対象とすることは、災害の大小を問わず、寄附者が義援金を拠出した趣旨に反する

<義援金配分の一例>



過去の5法をもとに義援金差押禁止法を一般法化し、地方公共団体を通じて交付される自然災害一般に係る義援金について差押え等を禁止することで、被災者が自ら使用できるようにする必要

概要

自然災害義援金 (第2条)

自然災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のために自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従って被災者等に交付する金銭

- ①自然災害義援金の受給権について、譲渡、担保供与、差押えを禁止(第3条1項)
- ②自然災害義援金として交付を受けた金銭の差押えを禁止(第3条2項)

施行期日 公布の日から施行

適用区分

この法律は令和3年1月1日以後に発生した自然災害について適用する

※ 施行前に差押え等の効力が発生していた場合には、その差押え等は有効